

○京丹後市文化芸術振興条例

平成31年3月28日

条例第26号

文化芸術は、有史以来、人々の生活の中で生まれ、磨かれ、伝えられてきた英知の結晶であり、社会の進歩と豊かな人間性を培うために、極めて重要で欠かすことのできない原動力のひとつです。

私たちの京丹後市は、稀にみる美しい海岸線を有する丹後半島に位置し、豊穡な海・山・里に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により形成され、その始まりを遠く「古代丹後王国」に見出すことができるほど長い歴史と伝統のうえに存立しています。そのなかで生まれ蓄積されてきた本市の文化芸術の精華は、現代に生きる私たちに受け継がれ、享受され、さらに次代へ引き継がれようとしています。

しかし今、京丹後市は人口減少など社会環境の変化により、市民や民間団体等による伝統芸能や生活文化など、文化芸術の継承と発展、さらなる創造において課題があります。

こうしたとき私たちは、先人たちが育んできた文化芸術の精華に改めて思いを致すとともに、文化芸術の礎として表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、地域社会の形成と継続に大きな役割を果たしてきた文化芸術の力を、未来へ発展的につないでいくことが求められています。

ここに、私たちは京丹後市の文化の薫り高いまちづくりに資するため、文化芸術の振興に関する施策推進の基本理念を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）が対象とするものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進（以下「施策の推進」という）に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性と創造性を十分に尊重するものとする。

2 施策の推進に当たっては、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれ

を創造することができるような環境の整備を図るものとする。

- 3 施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展を図るものとする。
- 4 施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮するものとする。
- 5 施策の推進に当たっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。
- 6 施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。
- 7 施策の推進に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は文化芸術の担い手であり、京丹後市の文化芸術が連綿と受け継がれ育まれてきたことを深く認識し、その振興及び継承に努めるものとする。

(基本施策)

第6条 市は、次に掲げる文化芸術に関する施策を行うよう努めるものとする。

- (1) 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の提供及び充実
- (2) 市民が行う文化芸術活動の充実を図るための支援や環境の整備
- (3) 教育及び生涯学習の場における文化芸術活動への支援
- (4) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成と支援
- (5) 地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等の保存及び継承への支援
- (6) 地域の文化資源を活用したまちづくりの推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の推進を図るために必要な施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。